

第 6 次水質総量削減における総量規制基準の設定方法

(1) 時期区分及び業種等の区分

- ・ 時期区分は第 5 次総量規制基準の時期区分を継続した。
- ・ 業種等の区分は、従来、232あった大区分を215に見直すとともに、一部の業種等に設けていた備考（当該業種等のうち、特定の工程を有するもの等に適用するC値の範囲を設定したもの）の見直しを行った。

| 時期区分別水量 | 項目 | COD | 窒素 | りん |
|------------|-------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| S55. 7. 1 | この期間の水量 | Q _{co} | Q _{no} | Q _{po} |
| | この期間に増加した水量 | Q _{ci} | | |
| H3. 7. 1 | この期間に増加した水量 | Q _{cj} | Q _{ni} | Q _{pi} |
| H14. 10. 1 | この期間に増加した水量 | | | |

(2) 総量規制の算式

第 5 次総量削減における総量規制基準の算式を第 6 次においても継続した。

$$\text{COD } L_c \text{ (kg/日)} = (C_{cj} \cdot Q_{cj} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{co} \cdot Q_{co}) \times 10^{-3}$$

$$\text{窒素 } L_n \text{ (kg/日)} = (C_{ni} \cdot Q_{ni} + C_{no} \cdot Q_{no}) \times 10^{-3}$$

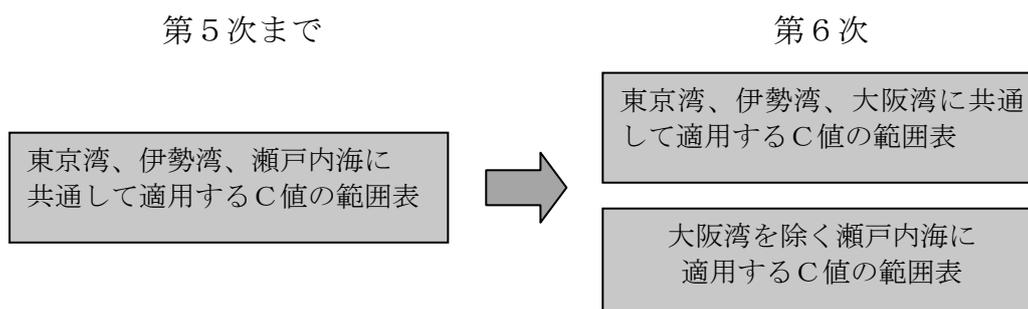
$$\text{りん } L_p \text{ (kg/日)} = (C_{pi} \cdot Q_{pi} + C_{po} \cdot Q_{po}) \times 10^{-3}$$

Qは(1)の時期区分別の水量 (m³/日)。

Cは(1)の時期区分ごとに、環境大臣が定める「業種等の区分」ごとの濃度の範囲内において都府県知事が定める値 (濃度 : mg/L)。

(3) 水域の区分

第 5 次までの総量規制では、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海の 3 水域について、同じ考え方で総量規制基準の設定方法を定めていたが、第 6 次では、東京湾・伊勢湾・大阪湾と、瀬戸内海（大阪湾を除く）に分けて総量規制基準のC値の範囲を定めた。



(4) C値の範囲

C値の範囲については、別紙の考え方を基本として見直しを行った。

第6次における第5次からの見直しの概要は次表のとおり。

| 項目 | C値 | 東京湾・伊勢湾・大阪湾 | | 瀬戸内海（大阪湾を除く） | |
|-----|-----|-------------|------------|--------------|------------|
| | | 上限を切下げた業種数 | 下限を切下げた業種数 | 上限を切下げた業種数 | 下限を切下げた業種数 |
| COD | Cco | 161 | 6 | 120 | 1 |
| | Cci | 186 | 6 | 150 | 1 |
| | Ccj | 195 | 6 | 117 | 2 |
| 窒素 | Cno | 143 | 123 | 55 | 3 |
| | Cni | 206 | 16 | 33 | 2 |
| りん | Cpo | 162 | 142 | 58 | 2 |
| | Cpi | 204 | 27 | 15 | 2 |

注：業種等区分の備考欄を除いた215業種等区分についてのもの。

別紙 第6次総量規制基準のC値の範囲設定の考え方

I 東京湾・伊勢湾・大阪湾におけるC値の範囲

1 COD

5次にわたる総量削減により一定の汚濁負荷の削減が図られてきたことに鑑み、また、汚濁負荷を削減する観点から、各業種等において比較的濃度の高い指定地域内事業場について、工程及び汚水処理施設の管理を徹底することで達成できるCc値の範囲として、次のとおり設定。

ア Cco値の範囲の上限を、①都府県が設定した第5次総量規制基準に係るCc値の最大値、②平成16年度実績の負荷量最大日濃度の最大値、③平成16年度の負荷量最大日濃度の最大値が年平均濃度の最大値の2倍を超える業種等の場合「年平均濃度の最大値×2」、のうちの最小値まで切り下げ。

イ アの切り下げの結果、5次の下限と同値となる場合は「5次の下限+10」を上限。上限を切り下げた結果、5次の下限を下回る場合は、「切り下げた結果」を下限、上限は「5次の下限+10」を原則とする。

ウ ア～イにより切り下げたCco値の範囲の上限が5次のCci・Ccj値の範囲の上限又は下限を下回る場合、Cci・Ccj値の範囲も切り下げ。

エ アの②、③によりCc値の範囲が切り下げられる業種等については、次の事項を考慮し、その値が適当なものか個々に検討。

- ・個別指定地域内事業場における、他の業種等の特定排出水の排出状況
- ・事業場数の少ない業種等については、類似業種等の状況

2 窒素及びりん

汚濁負荷を削減する観点から、各業種等において最低限確保する濃度レベル及び適用可能な最善の濃度レベルについて次のとおりとした。

ア Cn・Cp値の範囲の上限を、都府県が設定した第5次総量規制基準に係るCn・Cp値の最大値まで切り下げ。

イ Cno・Cpo上限：平成16年度実績の負荷量最大日濃度の85%値

Cno・Cpo下限：平成16年度実績の負荷量最大日濃度の中央値

Cni・Cpi上限：平成16年度実績の年平均濃度の85%値

Cni・Cpi下限：平成16年度実績の年平均濃度の中央値

ウ ア、イの最小値までCn・Cp値の範囲の上限を切り下げ

エ イによりCn・Cp値の範囲を切り下げた業種等ごとに次の事項を考慮し、その値が適当なものか個々に検討

- ・特に濃度のばらつきが大きい業種等での窒素・りん含有原材料等の使用実態
- ・個別指定地域内事業場における他業種等の特定排出水の排出状況

II 大阪湾を除く瀬戸内海におけるC値の範囲

1 COD

5次にわたる総量削減が行われ、各指定地域内事業場において一定の汚濁負荷の削減が図られてきたことに鑑み、また、海域におけるCODの悪化防止を図る観点から、次のとおり設定。

ア C_c値の範囲の上限を、県が設定した第5次総量規制基準に係るC_c値の最大値まで切り下げ。

イ 平成16年度実績の負荷量最大日濃度の最大値が、C_{co}値の範囲の上限を大きく下回っている場合、悪化防止の観点から上限を切り下げ。

ウ ア、イの最小値までC_{co}値の範囲の上限を切り下げた結果、5次のC_{co}値の範囲の下限と同値、又は下限を下回る場合、下限も切り下げ。

エ ア～ウにより切り下げたC_{co}値の範囲の上限がC_{ci}・C_{cj}値の範囲の上限又は下限を下回る場合、C_{ci}・C_{cj}値の範囲も切り下げ。

オ イ、ウによりC_c値の範囲が切り下げられる業種等について、次の事項を考慮し、その値が適当なものか個々に検討。

- ・個別指定地域内事業場における他業種等の特定排出水の排出状況
- ・事業場数の少ない業種等については類似業種等の状況

2 窒素及びりん

平成16年度から窒素及びりに係る総量規制基準が全面適用されたことに鑑み、また、海域における窒素及びりんの水質の維持を図る観点から、次のとおり設定。

ア C_n・C_p値の範囲の上限を、県が設定した第5次総量規制基準に係るC_n・C_p値の最大値まで切り下げ。

イ 平成16年度実績の負荷量最大日濃度の最大値が、C_{no}・C_{po}値の範囲の上限を大きく下回っている場合は、悪化防止の観点から上限を切り下げ。

ウ 暫定排水基準適用業種等については、平成16年度実績レベルまで上限を切り下げ。

エ ア～ウの最小値までC_{no}・C_{po}値の範囲の上限を切り下げた結果、5次の下限と同値、又は下限を下回る場合、下限も切り下げ。

オ ア～エにより切り下げたC_{no}・C_{po}値の範囲の上限がC_{ni}・C_{pi}値の範囲の上限又は下限を下回る場合、C_{ni}・C_{pi}値の範囲も切り下げ。

カ イ～エによりC_n・C_p値の範囲が切り下げられる業種等については、次の事項を考慮し、その値が適当なものか個々に検討。

- ・個別指定地域内事業場における他業種等の特定排出水の排出状況
- ・事業場数の少ない業種等については類似業種等の状況